

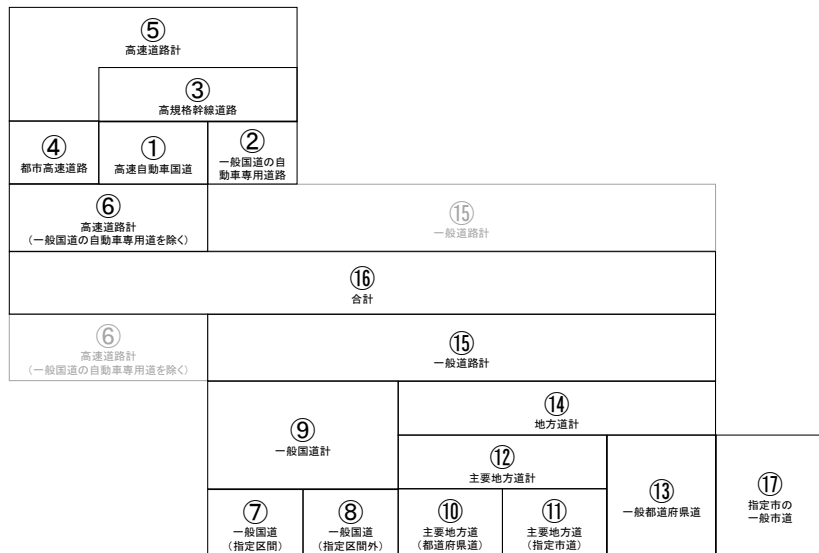
集計結果整理表の集計条件

道路種別について

集計結果整理表で整理する道路種別は以下のとおりです。

- ① 高速自動車国道
- ② 一般国道の自動車専用道路
- ③ 高規格幹線道路……………(①+②)
- ④ 都市高速道路
- ⑤ 高速道路計……………(①+②+④)
- ⑥ 高速道路計(一般国道の自動車専用道路を除く)……………(①+④)
- ⑦ 一般国道(直轄)
- ⑧ 一般国道(その他)
- ⑨ 一般国道計……………(⑦+⑧)
- ⑩ 主要地方道(都道府県道)
- ⑪ 主要地方道(指定市道)
- ⑫ 主要地方道計……………(⑩+⑪)
- ⑬ 一般都道府県道
- ⑭ 地方道計……………(⑫+⑬)
- ⑮ 一般道路計……………(⑨+⑭)
- ⑯ 合計……………(⑥+⑮)
- ⑰ 指定市の一般市道

※②の「一般国道の自動車専用道路」は、道路種別が一般国道でかつ高規格道路の別が高規格幹線道路の区間としています。
 ※また、「一般国道の自動車専用道路」は、一般国道の内数の別掲です。



道路種別間の関係

分離区間に関する集計の留意事項

- 上下線分離区間
 上下線分離区間は、上り・下りのそれぞれを一方通行区間とみなして、延長、走行台キロ等は上下別に計上しています。
- 複断面区間
 複断面区間は、従前と同様に、主断面、複断面それぞれの延長、走行台キロ等は別に計上しています。

表1 区間数整理表

1. 集計時点

令和3年秋季のデータを対象として集計しています。

2. 集計方法

①交通調査基本区間

交通調査基本区間の市区町村コードから、対応する都道府県・指定市を判別し、区間数を計上していません。

②道路状況調査単位区間

道路状況調査単位区間を構成する交通調査基本区間の属性情報から、対応する都道府県・指定市及び道路種別、高規格幹線道路を判別し、区間数を計上しています。

道路状況調査単位区間が都道府県・指定市境を跨いで設定されている場合は、都道府県と指定市それぞれに計上(ダブルカウント)していますが、都道府県全域や全国計は1つとして計上しています。そのため、都道府県(指定市を除く)と指定市を合算しても、都道府県全域に一致しない場合があります。

③交通量調査単位区間

交通量調査単位区間を構成する交通調査基本区間の属性情報から、対応する都道府県・指定市及び道路種別、高規格幹線道路を判別し、区間数を計上しています。

交通量調査単位区間が都道府県・指定市境を跨いで設定されている場合は、都道府県と指定市それぞれに計上(ダブルカウント)していますが、都道府県全域や全国計は1つとして計上しています。そのため、都道府県(指定市を除く)と指定市を合算しても、都道府県全域に一致しない場合があります。

なお、同一の交通量調査単位区間内で、道路種別や高規格道路の別が異なる場合は、以下の方法で決定しています。

- ・道路種別: 路線を跨ぐ調査単位区間の設定は、重用区間において下位路線のほうが上位路線よりも主要な路線としての機能を有している場合に限定していることから、下位路線の道路種別を採用しています。
- ・高規格幹線道路: 交通量調査単位区間を構成する交通調査基本区間が、1区間でも高規格道路の別が高規格幹線道路であれば、高規格幹線道路として計上しています。

④旅行速度調査単位区間

旅行速度調査単位区間を構成する交通調査基本区間の属性情報から、対応する都道府県・指定市及び道路種別、高規格幹線道路を判別し、区間数を計上しています。

旅行速度調査単位区間が都道府県・指定市境を跨いで設定されている場合は、都道府県と指定市それぞれに計上(ダブルカウント)していますが、都道府県全域や全国計は1つとして計上しています。そのため、都道府県(指定市を除く)と指定市を合算しても、都道府県全域に一致しない場合があります。

表2 延長整理表

1. 集計時点

令和3年秋季のデータを対象として集計しています。

2. 集計方法

交通調査基本区間の区間数と区間延長を計上しています。

都道府県・指定市及び道路種別、高規格幹線道路の判別は、交通調査基本区間の属性情報により行っています。

沿道状況区分は、交通調査基本区間が構成する道路状況調査単位区間から取得しています。ただし、交通不能区間に該当する交通調査基本区間は、山地部として計上しています。

表3 道路施設延長整理表

1. 集計時点

令和3年4月1日時点のデータを対象として集計しています。

2. 集計方法

道路状況調査単位区間を構成する交通調査基本区間の属性情報から、対応する都道府県・指定市及び道路種別、高規格幹線道路を判別し、各道路状況調査単位区間の各種延長を計上しています。

道路状況調査単位区間を構成する交通調査基本区間のいずれかが交通不能区間の場合、沿道状況区分は山地部として計上しています。

道路状況調査単位区間が都道府県・指定市境を跨いで設定されている場合は、道路状況調査単位区間番号の都道府県指定市コードにより、都道府県または指定市を判別しています。(都道府県・指定市境を跨ぐ場合の処理が表1の調査単位区間数の計上とは異なることに注意して下さい。)

表4 交通量整理表

1. 集計時点

令和3年秋季のデータを対象として集計しています。

2. 集計方法

交通調査基本区間に以下に示す各種調査結果データを対応付けし、各交通調査基本区間の区間延長、走行台キロ、容量台キロ等を計上し、交通量、混雑度等を集計しています。

・道路状況調査:沿道状況区分

・交通量調査(または交通量推定データ):12時間交通量、24時間交通量、ピーク比率

・交通容量設定データ:12時間実交通容量

ただし、交通調査基本区間が交通不能区間の場合、沿道状況区分は山地部として計上しています。

なお、都道府県・指定市及び道路種別、高規格幹線道路の判別は、交通調査基本区間の属性情報により行っています。

表5 旅行速度整理表

1. 集計時点

令和3年秋季のデータを対象として集計しています。

2. 集計方法

交通調査基本区間に対して以下に示す各種調査結果データを対応付けし、交通調査基本区間単位で区間延長、走行時間、走行台キロ、走行台時等を計上し、平均旅行速度を集計しています。

・道路状況調査:沿道状況区分

・交通量調査(または時間帯別交通量表):時間帯別交通量

・旅行速度調査:朝夕旅行速度(混雑時旅行速度)(合計)、昼間旅行速度(非混雑時旅行速度)(合計)

ただし、交通調査基本区間が交通不能区間の場合、沿道状況区分は山地部として計上しています。

なお、都道府県・指定市及び道路種別、高規格幹線道路の判別は、交通調査基本区間の属性情報により行っています。

①朝夕旅行速度(混雑時旅行速度)・昼間旅行速度(非混雑時旅行速度)

旅行速度から各交通調査基本区間の旅行時間を算出し、交通調査基本区間の総延長を総旅行時間で除すことにより、平均旅行速度を集計しています。

集計は、平成27年度との比較が出来るように、朝夕(混雑時)の混雑方向(上り・下りのうち、朝夕旅行速度(混雑時旅行速度)が低い方向)のみを対象としています。

②昼間12時間平均旅行速度

時間帯別交通量と朝夕旅行速度(混雑時旅行速度)及び昼間旅行速度(非混雑時旅行速度)を用いて、交通調査基本区間の昼間12時間の総走行台キロを総走行台時で除すことにより、昼間12時間の平均旅行速度を集計しています。

集計は、上下両方向の速度を対象としています。

なお、時間帯別の走行時間については、7、8、17、18時台は朝夕旅行速度(混雑時旅行速度)から、9～16時台は昼間旅行速度(非混雑時旅行速度)から算出しています。